

「名古屋市小規模事業金融公社取扱い融資制度における第三者保証人を不要とする融資制度」の保証機関募集要項

1 目的

名古屋市（以下「市」という。）は、財政基盤の弱い小規模企業者等にとってのセーフティネットとして、公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社（以下「金融公社」という。）取扱い融資制度を設けているが、貸倒リスクを抑制するため、融資にあたり原則として第三者保証人を徴求している。

しかしながら、令和 2年 4月の民法改正により、公証人による保証意思確認が義務化されることに伴い、保証人をたてることが困難になる事業者も見込まれることから、民法改正への対応として、第三者保証人を徴求しない代わりに、保証機関の保証を付して行う融資制度を新たに創設するため、保証業務を行う専門機関の募集を行うことを目的とする。

2 募集内容

名古屋市中小企業融資制度のうち、金融公社取扱い融資制度である「名古屋市経営活性化資金融資制度」において、第三者保証人を徴求しない代わりに、保証機関の保証を付して行う融資を実行するため、提案者自らが保証機関となる具体的な融資スキームの企画提案

（参考）＊現行の名古屋市経営活性化資金融資制度の概要

<http://nb-fun.jp/keiei>

＊金融公社の概要等

<http://nb-fun.jp/about#gaiyo>

3 応募資格

以下を満たすことを条件とする。

- (1) 事業性融資の保証業務について相当の実績や専門的なノウハウ・経験等を有している法人であること。
- (2) 提案内容に関する保証業務を行う体制を整備できる法人であること。
- (3) 市内に本店、支店、営業所等があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本応募に参加しようとする者等でないこと。
- (9) 本募集の公告の日から候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本募集の公告の日から候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (10) 本募集の公告の日から候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年 1月29日付け19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (11) 法人税を滞納していないものであること（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）。

4 企画提案の前提条件

大枠は以下の通りであり、これに適合した企画提案であること。

(1) 融資スキーム

- ア 小規模企業者等は、金融公社に対し、保証機関の保証を付して行う融資の申込みを行う。
- イ 金融公社は、申込内容を審査のうえ、適当と認めたものについて保証機関へ保証依頼をする。
- ウ 保証機関は、保証審査を行い、金融公社に対して審査結果を通知する。審査の結果、適当と認めた場合には、融資に対する保証を行う。
- エ 金融公社は、保証機関の保証に基づき、小規模企業者等に対して融資を行う。この際、小規模企業者等は、保証機関に対し、保証料を支払う。
- オ 金融公社は、小規模企業者等に対し、期中管理を実施する。
- カ 金融公社が実施した融資について貸倒れが発生した場合には、保証機関は、金融公社との間で締結した保証契約に基づく代位弁済を行う。
- キ 代位弁済が行われた場合に、保証機関と金融公社のそれぞれが、小規模企

業者等に対し、保証割合に応じた持ち分に係る求償債権の回収を実施する。
ク 市は、金融公社の債権が償却された場合に、保証機関の代位弁済分を控除した額の2分の1相当額の損失補償を金融公社に対して実施する。金融公社は、小規模企業者等から損失補償に係る債権の回収を行い、市に返還する。

(2) 融資・保証条件

ア 融資対象は、「市内で同一事業を営む2期以上の決算を終えた、従業員数50人（商業・サービス業30人）以下の会社・個人等」を目安に、提案によるものとし、原則として次の要件を満たす者とする。

(ア) 税の滞納がないこと。

(イ) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、その他これらに準ずるものなど、反社会的勢力に該当しないこと。

(ウ) 金融公社の融資対象資格があること。

イ 融資限度額は、「1,000万円」を目安に、提案によるものとする。

ウ 資金使途は、事業性資金で、設備・運転資金とする。

エ 融資期間は、最長の期間設定を「5年以上」とし、提案によるものとする（「4年以内」等の提案は不可）。

オ 融資利率は、金融公社所定とする。

カ 返済方法は、分割返済とする。

キ 保証料率は、「3.5%以下」で、提案によるものとし、一律の設定、段階を設けた設定、いずれも可とする。

ク 保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は要しないものとする。

ケ 担保は、原則不要とする。

コ 保証割合は、「50%以上」で、提案によるものとする。

(3) 関係者の主な役割分担

ア 保証機関

(ア) 融資スキームの詳細の企画及び調整

(イ) 保証審査、保証実行及び金融公社との役割分担に基づく保証料の徴収

(ウ) 市及び金融公社との調整

(エ) 市及び金融公社への利用者属性等のモニタリング、効果検証の報告

(オ) 保証割合に応じた代位弁済と求償権の行使並びに債権の回収・管理

(カ) 制度の周知・PR及び市が行うプレスリリース等への協力

イ 金融公社

(ア) 融資申込受付、融資審査、融資実行、期中管理及び保証機関との役割分担に基づく保証料の徴収

(イ) 市及び保証機関との調整

(ウ) 市に対する実績等の報告

(エ) 保証割合に応じた求償権の行使並びに債権の回収・管理

- (オ) 市から受領した損失補償の割合に応じた回収金の市への返還
- (カ) 制度の周知・PR及び市が行うプレスリリース等への協力

ウ 市

- (ア) 融資スキームの大枠の提示
- (イ) 保証機関の選定及び同機関と金融公社との融資スキームの詳細に関する協議
- (ウ) 金融公社に対する貸付原資の貸付
- (エ) 金融公社に対する損失補償の実施
- (オ) 制度の周知・PR及びプレスリリース等

(4) その他

- ア 本制度が、市の制度融資であることを念頭に置いた提案とすること。
- イ 原則として、制度開始後 5年間は制度を継続すること。
- ウ 制度の円滑な運用を図るため、市及び金融公社と定期的に協議・調整を行うこと。

5 企画提案する内容

(1) 融資スキームの概要等

- ア 融資スキーム図及び概要（関係者の役割分担を含む。）
- イ 融資対象の各種条件（対象者、融資基本条件）
- ウ 保証条件（所与の条件を前提に、審査基準、保証期間、保証料率区分（保証料率を段階を設けた設定とする場合）、想定される標準的な保証料水準、保証料の徴収方法、繰上弁済時の保証料の取扱い、条件変更時の保証料の取扱い等）
- エ 代位弁済の条件
- オ 条件変更への対応
- カ 免責事項
- キ 保証割合
- ク 債権管理

(2) 実現性

- ア 保証目標（件数・金額）及び積算根拠
- イ 保証承諾率（件数・金額）の目標及び積算根拠
- ウ 事故発生率（金額）の見込み及び積算根拠
- エ 以下の各局面における取組体制（組織・人員、業務フロー等。）及び実効性を高める独自のノウハウ等
 - (ア) 保証申込から実行まで
 - (イ) 延滞発生から代位弁済まで
 - (ウ) 債権管理・回収

- (エ) 反社会的勢力への対応策
- オ 利用者属性等のモニタリング、効果検証の方法

(3) 提案の特長

6 応募手続き等

(1) 募集要項に対する質問

ア 質問方法

電子メールにより受け付ける。(様式自由)

※電話やFAXによる質問は受け付けない。

イ 受付期間

令和 2年 3月31日(火) から 4月 6日(月) 午後 5時まで

※開封確認等により、到達を確認すること。

ウ 回答方法

応募者全員に電子メールにて全質問及び回答を送付する。

(2) 企画提案書類の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書 表紙(様式 1)

(イ) 事業性融資の保証業務に関する実績(様式自由)

(ウ) 融資スキームの企画提案書(様式自由)

※「5 企画提案する内容」について、漏れがないよう提案内容を記載すること。

(エ) 法人の概要(様式自由(パンフレット等でも可)。市内に本店、支店、営業所等があることがわかるもの)

(オ) 3か月以内に取得した登記簿謄本(履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) 原本

(カ) 納税証明書(法人税) 原本

(キ) 直近 3期分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)の写し

(ク) 法人役員等に関する調書(様式 2)

※暴力団の排除に関し、本様式に記載された情報を愛知県警察本部に照会することがある。

イ 受付期間

令和 2年 4月10日(金) から 4月16日(木) 午後 5時まで

※持参の場合は、上記期間のうち、午前 9時から正午まで及び午後 1時から午後 5時まで受け付ける(事前に持参日時を電話連絡すること)。郵送の場合は 4月16日(木) 午後 5時必着とする。

ウ 提出方法

受付期間内に持参又は郵送すること。

エ 提出部数

9部（正本 1部（ホチキス留め）、副本 8部（クリップ留め））

※副本は、正本の写しとし、事業者名が特定できるような部分は黒塗りすること。

(3) 提出先及び問合せ先

〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目 6番 3号

（名古屋市中小企業振興会館 6階）

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課金融係（中小企業振興センター）

担当：新美

電話：052-735-2100／FAX：052-735-2104

電子メール：a7352100@keizai.city.nagoya.lg.jp

(4) 注意事項

- ア 提出書類は、本要項の記載内容を承諾したうえで、提出すること。
- イ 1者につき提案は 1つとし、複数の提案はできない。
- ウ 企画提案書類の作成等、提案参加に必要な経費は、提案者の負担とする。
- エ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- オ 提出書類は、本公募における選定以外の目的で使用しない。
- カ 提出書類の著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合には、市は企画提案書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- キ 必要と認める場合には、追加資料を徴求することがある。
- ク 企画提案書類受付期間後は、追加資料の提出または既提出書類の差し替えもしくは再提出は一切認めない（市から指示があった場合を除く）。
- ケ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不正な行為を行った場合は、失格とする。
- コ 書類の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出ること。

7 審査の手続き及び候補者の選定

(1) 審査の実施

- ア 企画提案書類の審査は、別紙に定める「審査基準」に従い、評価委員の書類審査及びヒアリングにより行う。
- イ ヒアリングは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書類のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- ウ ヒアリングへの出席者は 3人以内とし、ヒアリング時間は 1者あたり30分程

度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

エ ヒアリングは、令和 2年 4月下旬の実施を予定しており、詳細については、別途連絡する。

(2) 候補者の選定

ア 審査の結果、最も優れている提案者を市が候補者として選定し、協定締結等に向けた手続きを行う。

イ 審査にはあらかじめ最低基準点を定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から候補者を選定する。

ウ 提案者が 1者であっても、本公募は成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、候補者として選定しない。

エ 候補者との協定締結等に至らなかった場合は、次順位のことを新たな候補者として手続きを行うものとする。

(3) 審査結果の通知・公表

ア 審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。電話等による問合せには応じない。また、審査結果は、市公式ウェブサイトでの公表を予定している。

イ 候補者に選定されなかった者に対する理由の説明は、次のとおりとする。

(ア) アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7日（土日祝日を除く）以内に、当該提案者が候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。なお、書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 保証機関の決定

候補者が保証機関として実施する融資スキームは、保証機関、金融公社及び市と協議の上、法制・運用・実務面における一切の課題が解決された段階で、最終決定とする。

なお、各関係機関との調整が未了等の理由により、取扱い開始日（令和 2年夏頃を予定）までに企画提案書に記載の融資スキームの運用が開始できないときは、保証機関としての決定を取り消す場合がある。

様式 1

令和 年 月 日

(宛先) 名古屋市
代表者 名古屋市長

提案者 所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

企 画 提 案 書

次のとおり、「名古屋市小規模事業金融公社取扱い融資制度における第三者保証人を不要とする融資制度」の保証機関募集について、募集要項の内容を承諾した上で、参加を表明するとともに、関係書類を添えて提案書を提出します。

なお、応募資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(担当者連絡先)

住 所 :

部 署 :

氏名(フリガナ) :

電 話 :

F A X :

E - m a i l :

様式 2

法人役員等に関する調書

商号又は名称			
所在地	〒		
役職名	フリガナ 氏名	生年月日	住 所

※ 法人の役員について記載すること。

別紙

審 査 基 準

審査項目		審査ポイント	配点
業務実施面	①業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 保証審査から債権回収までの各局面において、関係法令を遵守し、適正に業務を行うことができる体制を整備しているか。 各局面において、市及び金融公社と連携しながら迅速・柔軟に対応できるか。 	15
	②業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 事業性融資の保証業務について相当の実績や専門的なノウハウ・経験等を有しているか。 	10
企画提案面	③提案内容の的確性	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容は、市のニーズに整合しているか。 提案内容は、現行制度を補完し、小規模企業者等の資金調達の円滑化・多様化に資するものであるか。 	20
	④利用者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> 保証料率の設定は妥当であるか。 融資・保証条件は、小規模企業者等の資金需要に対応できる内容であるか。 	25
	⑤政策的観点	<ul style="list-style-type: none"> 市及び公社の財政負担が軽減される保証割合であるか。 制度融資として継続的・安定的に運用できる内容であるか。 	30
合計点			100

(提案者の順位の決定方法)

- 1 評価委員1名あたり100点満点で採点し、合計300点満点で、各委員の採点の合計点が最も高い者を候補者とする。なお、各委員の採点の合計180点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から候補者を選定する。
- 2 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 審査項目⑤の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)が同点の場合は、審査項目③と④の合計点数が高い提案者を上位とする。
 - (3) (2)も同点の場合は、評価委員から意見を聴き、順位を決定する。

(採点の考え方)

配点	評価基準				
	大変良い	良い	普通	あまり良くない	良くない
30点	30点	24点	18点	12点	6点
25点	25点	20点	15点	10点	5点
20点	20点	16点	12点	8点	4点
15点	15点	12点	9点	6点	3点
10点	10点	8点	6点	4点	2点